



平成 25 年 4 月 19 日

各 位

会社名 アークランドサカモト株式会社
代表者名 代表取締役社長（COO）兼管理本部長 坂本 雅俊
（コード番号 9842 東証第一部）
問合せ先 取締役管理本部副本部長兼経理部長 栗林 利行
（TEL. 0256-33-6000）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 5 月 9 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠く場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。
- (3) 緊急の必要がある場合に備え、取締役及び監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく取締役会を開催すること、監査役全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる旨を追加するものであります。
- (4) その他、文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 25 年 5 月 9 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 5 月 9 日（予定）

以 上

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 1 9. (省 略)</p> <p>2 0. 旅行の斡旋、損害保険の代理</p> <p>2 1. ～ 2 2. (省 略)</p> <p>2 3. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、建築工事業及び管工事業</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2 4. ～ 2 9.</u> (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3 0. ～ 3 3.</u> (省 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 1 9. (現行どおり)</p> <p>2 0. 旅行の斡旋、損害保険の代理業及<u>び生命保険募集に関する業務</u></p> <p>2 1. ～ 2 2. (現行どおり)</p> <p>2 3. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、建築工事業及び管工事業</p> <p><u>2 4. スポーツ施設、遊技施設の運営</u></p> <p><u>2 5. ～ 3 0.</u> (現行どおり)</p> <p><u>3 1. インターネット及び情報端末機器を利用した情報処理サービス、情報提供サービス業務</u></p> <p><u>3 2. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守</u></p> <p><u>3 3. ～ 3 6.</u> (現行どおり)</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は会社法第 1 6 5 条第 2 項の<u>規程</u>により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は会社法第 1 6 5 条第 2 項の<u>規定</u>により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 2 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては<u>取</u>扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 2 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては<u>取</u>扱わない。</p>

<p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</p>	<p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</p>
<p>(招集通知)</p> <p>第24条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集通知)</p> <p>第24条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ <u>当社は、会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任 期)</p> <p>第31条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第31条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超え</u>ることができないものとする。</p>
<p>(常勤の監査役) 第32条 当社の監査役会は、その決議によって<u>常勤の監査役</u>を選定する。</p>	<p>(常勤監査役) 第32条 当社の監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>
<p>(招集通知) 第33条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p>	<p>(招集通知) 第33条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(報酬等) 第36条 当社の監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議<u>をもつて</u>定める。</p>	<p>(報酬等) 第36条 当社の監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議<u>によつて</u>定める。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月20日とする。 ② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年8月20日とする。</u> ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月20日とする。 ② 当社は、毎年8月20日を基準日として、取締役会の決議によつて<u>中間配当をすることができる。</u> ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

以 上